

東日本大震災で被災された方に対する資料の貸出特例について

このたびの東日本大震災により、長野県内に避難されている皆様について、当館では以下のとおり支援いたしますので、お知らせいたします。

1 特例利用者の範囲

東日本大震災により長野県内に避難されている県外在住の被災者の方に対して、県内在住・在勤者と同様に当館の利用カードを発行します。(利用カードに「震災特例」と明示します。)

2 資料貸出可能冊数

県内在住・在勤者と同様に1人5冊までとします。

3 貸出可能資料

県内在住・在勤者と同じです。(一部の郷土資料、貴重書などは貸し出しできないものがあります。)

4 特例措置の実施期間

平成25年3月31日まで

5 利用者カードの有効期間

登録日から平成25年3月31日まで

6 登録にあたって必要となる書類等

- ・運転免許証、健康保険証など住所地在が被災地と確認できるもの。
- ・現在避難されている長野県内の住所が確認できるもの。

7 その他

遠隔地の方は、郵送でもお申し込みできます。

また、遠隔地の方への宅配による貸出サービスもありますのでご相談ください。